

令和6年8月6日開催

第5回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和6年度 第5回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和6年8月6日(火)
2. 開催時刻 開 刻 13時28分  
閉 刻 13時53分
3. 開催場所 遠軽町議会議場
4. 出席委員 16人

会 長	18番	石丸	博雄
会長職務代理者	17番	佐藤	克哉
委 員	1番	林	秀和
委 員	2番	早川	剛司
委 員	4番	鈴木	智志
委 員	5番	坂本	俊彦
委 員	6番	大河原	正一
委 員	7番	須藤	智弘
委 員	8番	小山田	和美
委 員	9番	笹原	仁
委 員	10番	菅井	誠
委 員	11番	原田	喜一郎
委 員	12番	西原	弘子
委 員	13番	鈴木	和弘
委 員	14番	西	美紀
委 員	16番	関口	隆宏

5. 欠席委員 2人

委 員	3番	西塚	仁志
委 員	15番	相田	幸博

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名

委 員	1番	林	秀和
委 員	7番	須藤	智弘

- 第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 係長 原 吉生

- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
用地利用集積計画について

議案第3号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

主 幹	石川	正徳
農地・農業振興担当係長	原	吉生
農地・農業振興担当専門員	菊地	隆

8. 会議の概要

議 長 ただ今から、本日招集された令和6年度第5回(R6.8.6)遠軽町農  
業委員会総会を開催します。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員16名の出席であります。

「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定する出席人数は、過半数に達しておりますから、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則」第13条第2項の規定により、議長において指名することとなっておりますので、7番 須藤委員、1番 林委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

(事務局長 諸般の報告)

主 幹 事務局長の広瀬が出張で不在のため、代理で事務局の石川が、諸般の報告をいたします。令和6年7月5日、金曜日、13時30分から第4回農業委員会総会。令和6年7月25日、木曜日、13時30分より遠軽町農業推進協議会企画指導部会が開催され、広瀬事務局長が出席しております。なお、今後の予定であります。令和6年8月27日、火曜日、13時よりブロック別農業委員会職員研修会が北見において開催されますが、原係長の出席を予定しております。令和6年9月5日、木曜日から11日、水曜日までの間、9月定例町議会が開催され、石丸会長、広瀬事務局長が出席予定です。令和6年10月7日、月曜日、13時30分より第6回農業委員会総会を予定しております。

以上です。

議 長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。  
なお、本日審議される案件の中に「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件があります。  
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

議案第1号

議 長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 2ページをお開きください。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地法第3条の規定による許可申請について下記のとおり提出があったので許可の可否について議決を求める。令和6年8月6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

整理番号5 所有権移転です。所在「●●●」、地番「●●」、公募地目「原野」、現況地目「畑」、面積「2, 442㎡」、譲渡人「●● ●

●」、譲受人「●● ●●」、労働力「●●氏 2名」、経営面積「●●  
氏 481, 637㎡」、申請理由・譲渡人「相続地を譲渡」、譲受人  
「経営規模拡大のため」。位置図については、3ページをご参照願います。  
以上です。

議 長 これより、議案第1号「整理番号5」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第1号「整理番号5」について、原案のとおり決定することにご異  
議ありませんか。  
(意義なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

#### 議案第2号

議 長 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の7件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 4ページをお開きください。議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」。遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により申出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定める。令和6年8月6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

整理番号37から39までは賃貸借です。整理番号37。所在「●●●●●」、地番「●●外5筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「6筆合計142, 267㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年8月19日」、終期「令和16年8月18日」、期間「10年」、金額「10a当り3, 000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。この件につきましては、新規に利用権と設定する案件です。位置図については、7ページを参照願います。

続きまして、整理番号38。所在「●●●●●」「●●●●●」、地番「●●の内外6筆」、公募地目「畑」「原野」、現況地目「畑」、面積「7筆合計84, 000㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年8月19日」、終期「令和16年8月18日」、期間「10年」、金額「年311, 000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。今回、利用権の更新を行うものです。位置図については、8ページを参照願います。

続きまして、整理番号39。所在「●●●●●」、地番「●●外6筆」、公

募地目・現況地目共に「畑」、面積「7筆合計107,340㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年8月19日」、終期「令和7年12月31日」、期間「1年4ヶ月」、金額「年322,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。今回、利用権の更新を行うものです。位置図については、9ページを参照願います。

続きまして、所有権移転です。整理番号40。所在「●●●」、地番「●●外8筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「9筆合計106,009㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年8月19日」、支払期限「令和6年12月29日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆で7,000,000円」、支払方法「指定口座振込」。位置図については、10ページを参照願います。

続きまして、整理番号41。所在「●●●」、地番「●●外6筆」、公募地目「宅地」「畑」「原野」「雑種地」、現況地目全て「畑」、面積「7筆合計78,927㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年8月19日」、支払期限「令和6年11月29日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆で6,314,000円」、支払方法「指定口座振込」。位置図については、11ページを参照願います。

続きまして、整理番号42。所在「●●●」、地番「●●」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「5,852㎡」、譲渡人「●● ●● ●●」、譲受人「●● ●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年8月19日」、支払期限「令和7年1月31日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆で480,000円」、支払方法「指定口座振込」。位置図については、12ページを参照願います。

続きまして、整理番号43。所在「●●●」、地番「●●外1筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「2筆合計730㎡」、譲渡人「●● ●● ●●」、譲受人「●● ●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年8月19日」、支払期限「令和6年11月29日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆で20,000円」、支払方法「指定口座振込」。位置図については、13ページを参照願います。  
以上です。

議 長 これより、議案第2号「整理番号37」についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件でありますので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。  
「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。  
(●番 ●●委員 退席)

議 長 再開いたします。これより、議案第2号「整理番号37」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号「整理番号37」の審議が終了しましたので、  
「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。  
(●番 ●●委員 着席)

議 長 再開いたします。  
●●委員に申し上げます。議案第2号「整理番号37」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に、議案第2号「整理番号38」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「整理番号39、40」の2件について質疑を行います  
が、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件  
でありますので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。  
「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。  
(●番 ●●委員 退席)

議 長 再開いたします。これより、議案第2号「整理番号39」についての  
質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「整理番号40」についての質疑を行います。

質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号「整理番号39、40」の審議が終了しましたので、  
「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。  
(●番 ●●委員 着席)

議 長 再開いたします。  
●●委員に申し上げます。議案第2号「整理番号39、40」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に、議案第2号「整理番号41」について質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件でありますので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。  
「●●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。  
(●番 ●●委員 退席)

議 長 再開いたします。これより、議案第2号「整理番号41」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号「整理番号41」の審議が終了しましたので、  
「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。  
(●番 ●●委員 着席)

議 長 再開いたします。  
●●委員に申し上げます。議案第2号「整理番号41」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に、議案第2号「整理番号42」について質疑を行います。「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件でありますので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。  
「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。  
(●番 ●●委員 退席)

議 長 再開いたします。これより、議案第2号「整理番号42」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号「整理番号42」の審議が終了しましたので、  
「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。  
(●番 ●●委員 着席)

議 長 再開いたします。  
●●委員に申し上げます。議案第2号「整理番号42」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に、議案第2号「整理番号43」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「現況証明願いについて」の3件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 14ページをお開きください。議案第3号「現況証明願いについて」。別紙の者の所有に係る土地について、現況証明願出があったので、願出のとおり現況証明書を交付する。令和6年8月6日提出。遠軽町農業委員会 会長 石丸 博雄。





議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号「整理番号16」の審議が終了しましたので、  
「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。  
(●番 ●●委員 着席)

議 長 再開いたします。  
●●委員に申し上げます。議案第3号「整理番号16」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に、議案第3号「整理番号17」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

#### 議案第4号

議 長 次に、追加されました議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 追加議案2ページをお開きください。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」。遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により申出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定める。令和6年8月6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

整理番号44、所有権移転です。所在「●●●」「●●●」、地番「●●外37筆」、公募地目・現況地目全て「畑」、面積「38筆合計665,492㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年8月19日」、支払期限「令和6年11月12日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆で13,399,000円」、支払方法「指定口座振込」。この件につきましては、5年前にも農地保有合理化事業により期間満了となって買い取りをするための案件であります。位置図については、5、6ページを参照願います。

以上です。

議 長 これより、議案第4号「整理番号44」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これをもちまして、令和6年度第5回遠軽町農業委員会総会を閉会しま  
す。